

# 苫小牧市住居表示整備事業実施基準

昭和44年10月 9日  
平成15年11月 1日改正  
平成23年 2月10日改正

## (趣旨)

第1条 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の趣旨に基づき、わかりやすい住所とすることにより、救急・防災対応の迅速化、公共的業務の効率化、住居等の訪問の容易化、その他市民の日常生活の利便に供する目的をもって市街地を整備するため、実施基準を定める。

## (基本方針)

第2条 本市における住居表示の方法は、すべて「街区方式」とし、その基本となる点の定め方は、当該地区の境界線並びに街区割り線が接する最南点と最東点との交点とする。ただし、地形及び土地の形態等により、基本となる点がこの原則によりがたい場合は、隣接の基本となる点を勘案し、適宜定めるものとする。

## (町の区域の合理化)

第3条 住居表示実施区域内の町の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町の区域の合理化に努めること。

- (1) 町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。この場合、境界線は、道路、線路、河川、水路等の北側及び西側の側線をとるものとする。
- (2) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものであること。
- (3) 町の規模は、当該地区の性格及び形態並びに用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないようおおむね次の基準により定めること。
  - ア 商業地域 30,000平方メートル～90,000平方メートル
  - イ 住居地域 60,000平方メートル～180,000平方メートル
  - ウ 工業地域 300,000平方メートル以上

## (町の名称の定め方)

第4条 新しく町を設け又は町の名称を変更する場合には、その町の名称は、次の基準により定める。

- (1) できるだけ従来の町の名称（当該地区における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称を含む。）に準拠して定めることを基本とすること。
- (2) 同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにすること。

- (3) 同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じる場合等、第1号の基準によりがたいときは、地域住民の意向も勘案し、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにすること。
- (4) 民間で行った宅地分譲の団地名など、本市が保有しない商標は、町の名称には使用しないこと。
- (5) 町の名称の文字数（町の名称として丁目をつける場合においては、丁目の部分を除いた文字数。）は、6文字以内とすること。
- (6) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行うものとし、丁目の数はおおむね4、5丁目程度とすること。

（街区割り）

第5条 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。

- 2 街区は、その街区を分断する道路又は通路をできるだけ含まないものとし、一つの街区内で、できるだけ同一の住居番号が生じないようにすること。
- 3 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案し定めるものとする。

（街区符号のつけ方）

第6条 街区符号は、算用数字を用い、第2条に定める基本となる点を起点として、右廻りに蛇行式につけるものとする。

（住居番号のつけ方）

第7条 住居番号は、算用数字を用い、住居表示台帳として作製される地図に基づいて、次の基準により建物その他の工作物（以下「建物等」という。別紙1）につけるものとする。

- (1) 第2条に定める基本となる点を起点として、右廻りに街区の境界線を住居地域及び商業地域にあつては10メートル～15メートル、工業地域にあつては50メートルの間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、住居番号の基礎となる番号（以下「基礎番号」という。）を当該間隔に1から順次つける。なお、街区の一辺のフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは、その部分は直前のフロンテージに加えるものとする。
- (2) 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

ア 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路と接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号

イ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号

2 特殊な場合の住居番号は、次の基準によってつけること。

- (1) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。
- (2) 建物等の主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、市長の認定により主要な出入口又は通路1つを選定して、その出入口が接し又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。
- (3) 一街区の全部を1つの建物が占めている場合においても、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって住居番号とする。
- (4) 住居番号が重複することが避けられず、混乱が生じる恐れがある場合については、基礎番号に枝番号をつけた住居番号を用いることができる。
- (5) 既に重複して住居番号がついている場合で、一戸建ての住宅等他に影響が無く、所有者又は管理会社等代理人からの申し出があったもの限り、枝番号をつけることができる。ただし、遡及して番号をつけることはできない。

(住居表示の仕方)

第8条 住居表示の仕方は、次の例によるものとする。なお、町の名称として、町又は丁目が見つからない場合においても同様とする。

(1) 通常の場合

町名	街区符号	住居番号
苦小牧市〇〇(町)(〇丁目)	〇番	〇号

(注) 上記の表示を略記する場合は、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
苦小牧市〇〇(町)(〇丁目)	〇	— 〇

(2) 住居番号に枝番号を用いた場合。

町名	街区符号	住居番号	枝番号
苦小牧市〇〇(町)(〇丁目)	〇番	〇	— 〇号

(注) 上記の表示を略記する場合は、次の例によるものとする。

町 名	街区符号	住居番号	枝番号
⏟	⏟	⏟	⏟
苫小牧市〇〇(町)(〇丁目)	〇 —	〇 —	〇

(団地における住居表示の特例)

第9条 ある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示の仕方については、次のとおりとする。

(1) 町名

団地のみ地域であっても、町の名称は、第4条により定めること。

(2) 街区割り

ア 団地設計の特殊性を考慮して、原則として幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によって画された区域をもって一街区とする。

イ アの街区の中に団地設計によらない他の建物等が入り組んで存在する場合には、その建物等も含めて街区を画する。

(3) 住居番号のつけ方

ア 棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 棟番号は、第2条に定める基本となる点を起点として、蛇行式につけるものとする。また、各戸の番号は主要な出入口に向かって各階層ごとに、左から右につけるものとする。ただし、既に棟番号、各戸の番号に一定の基準により数字を用いて順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえない。

ウ 街区の中にある連続住宅又は共同住宅以外の建物及び団地設計によらない建物等の住居番号については、当該街区の建物につけられる棟番号と紛らわしくならないように留意して、第7条によりつけるものとする。

(4) 住居表示の仕方

住居表示の仕方は、次の例によるものとする。なお、町の名称として、町又は丁目が見つからない場合においても同様とする。

町 名	街区符号	住居番号	
⏟	⏟	⏟	
苫小牧市〇〇(町)(〇丁目)	〇番	〇 —	〇号
		⏟	⏟
		棟番号	各戸の番号

(中高層建物の住居表示の特例)

第10条 団地設計によらない中高層の建物（3階建て以上の建物とし、1階部分が車庫のみで3階建ての場合は、中高層の建物としては扱わず2階建ての建物と同様に扱う）で、その建物の構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので、住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示の仕方は、次のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

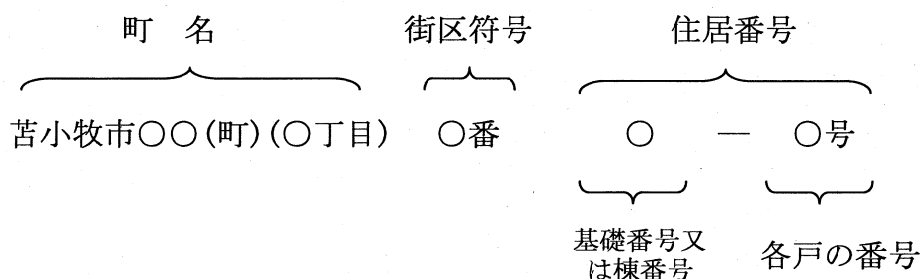
ア 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居表示とする。この場合、各戸の番号は階層数を百位桁以上に、各戸の号数を十位桁以下に表示し、主要な出入口に向かって各階層ごとに左から右に順序よくつけるものとする。

イ 中高層建物について、既に棟番号や各戸の番号が一定の基準により数字を用いて順序よくつけられている場合には、それらをもって住居番号とすることはさしつかえない。

ウ 中高層建物について、既に棟番号や各戸の番号が一定の基準により順序よくつけられている場合であっても、英字など数字以外の文字が用いられており、数字に置き換えることで混乱を招く恐れがある場合は、中高層建物の特例を適用せず通常の共同住宅と同様に扱うものとする。

(2) 住居表示の仕方

住居表示の仕方は、次の例によるものとする。なお、町の名称として、町又は丁目が見つからない場合においても同様とする。



(住居表示台帳)

第11条 住居表示実施区域について正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管すること。

2 住居表示台帳は、原則として縮尺500分の1によるものとし、縮尺2500分の1の都市計画図を基礎として街区ごとに作製すること。

(新旧対照表及び新旧対照案内図)

第12条 住居表示実施区域の新旧対照表及び縮尺2500分の1の新旧対照案内図を作成し、保管すること。

2 新旧対照表の市ホームページへの掲載、関係人への配布、請求による交付の場合などは、個人情報保護法に基づき世帯主名など個人情報は掲載しないものとする。

(街区表示板)

第13条 住居表示実施区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。別紙2）を設ける場合は、次の原則によること。

(1) 取付場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は電柱、標柱等にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね1.6メートルになるようにすること。この場合において、周辺で近接した位置に同一の表示板がないように留意すること。

(2) 寸法及び表記

市名の表記はしないものとし、寸法は縦560ミリメートル、横120ミリメートルの縦の表記とする。

(3) 文字及び数字の書体

ア 町の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」とする。

イ 街区符号の表示に使用する数字は算用数字とし、その書体はユニバース・メデュームを用いる。

(4) 色彩（別紙3）

街区表示板は、二色をもって構成し、一色は地色とし、他の色は文字、数字その他の色とする。このとき配色は、視認度が高く、設置場所の環境と調和するものとする。

ア 文字、数字その他の色は、日本工業規格（JIS）Z8721「色の三属性による表示方法」による明度8以上の無彩色か明度8以上で彩度2以下の淡色とする。

イ 地色は、別紙3に掲げる12種類の範囲において採用する。

(5) 材質

街区表示板は、容易に腐朽し、又は褪色しない材質のものにより作製すること。

(住居番号表示板)

第14条 住居表示区域内の建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとする。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね1.6メートルの高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。この場合、大きな建物にあつては、その設けられる住居番号表示板の大きさに比例して適当な高さに歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(2) 寸法及び表記(別紙4)

ア 住居番号表示板は、縦60ミリメートル、横120ミリメートルの寸法で、横の表記とする。

イ 中高層建物に取付ける住居番号表示板は、縦60ミリメートル、横180ミリメートルの寸法で、横の表記とする。

ウ 建物その他の工作物の所有者が上記の表示板によらない表示をしようとする場合(例えば建物の壁面へのうめこみ、数字のみの取付あるいは建物に直接塗書する場合)にあつても、その表記は上記によるものとする。

(3) その他

数字の書体・色彩、材質等については、街区表示板の例によること。

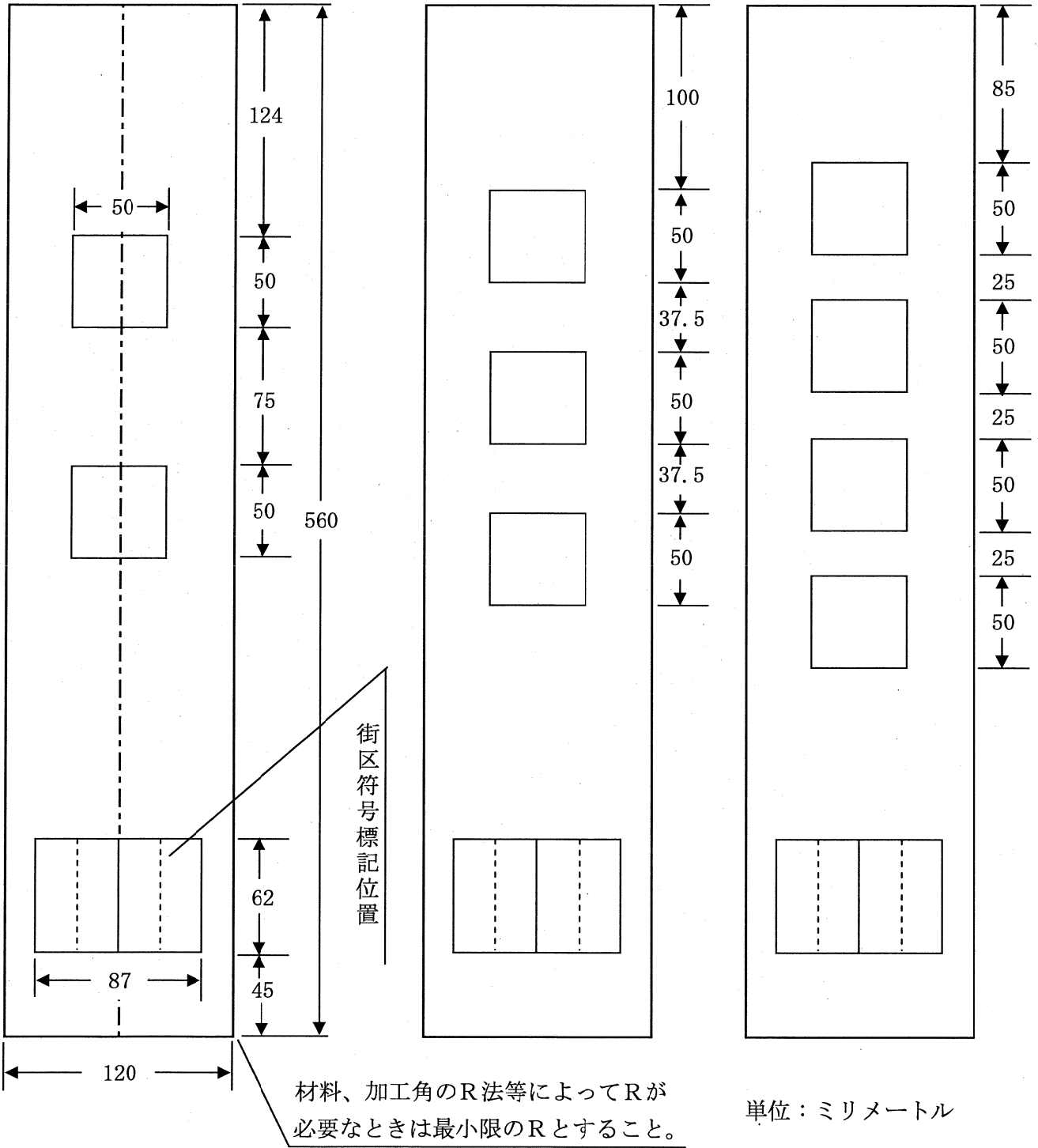
別紙 1

<p>建 物</p>	<p>住宅、店舗、事務所、公共建物、学校（各種学校を含む）</p> <p>保健所、神社、寺院、教会、体育館、病院、劇場、集会所</p> <p>百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、公共住宅</p> <p>店舗併用住宅、寮、下宿、工場、車庫、危険物の貯蔵庫、倉庫</p> <p>その他これらに類する建物で市長が指定するもの</p>
<p>その他の工作物</p>	<p>観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける</p> <p>事務所、店舗、興行場その他これらに類する工作物で市長が指定するもの</p>

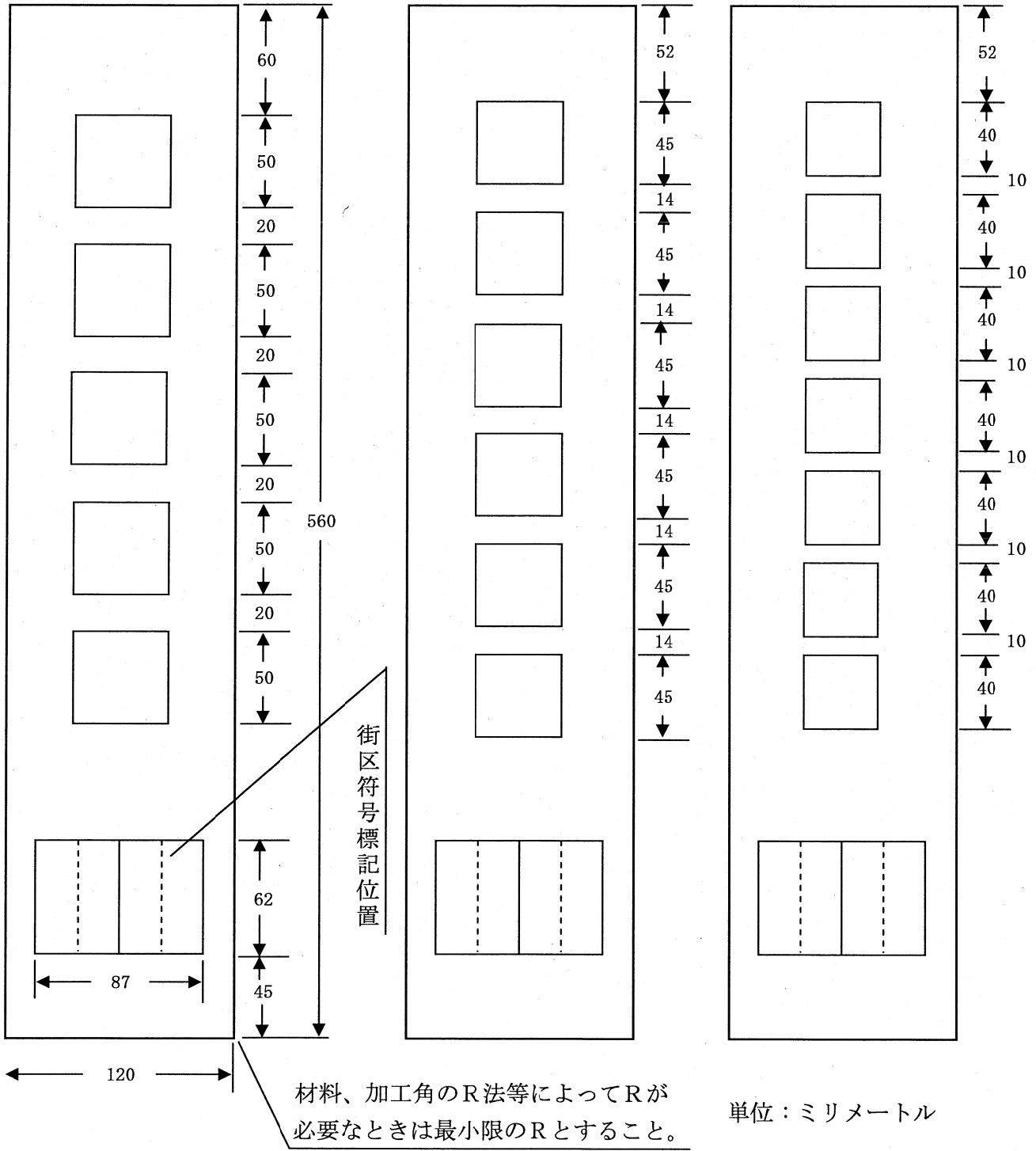


別紙2 街区表示板 (その1)

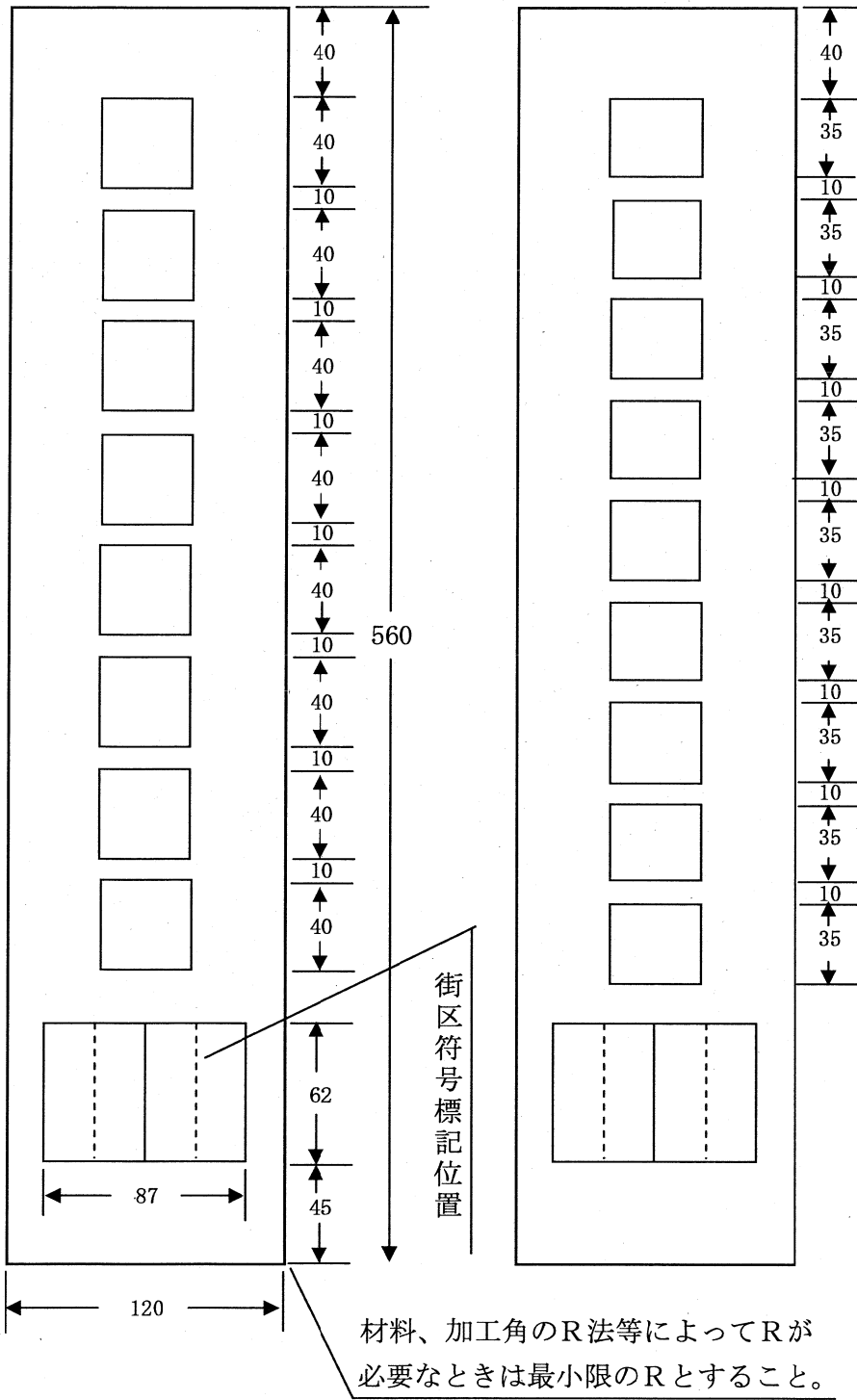
1. 町の名前の文字数は、6文字以内とすること。  
(町の名称として丁目をつける場合においては、丁目の部分を除いた文字数。)
2. 丁目の数字は、漢数字を用いること。



別紙2 街区表示板 (その2)



別紙2 街区表示板 (その3)

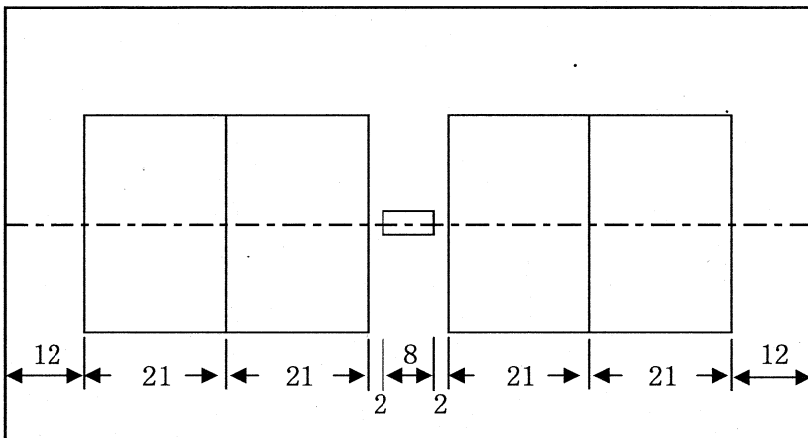
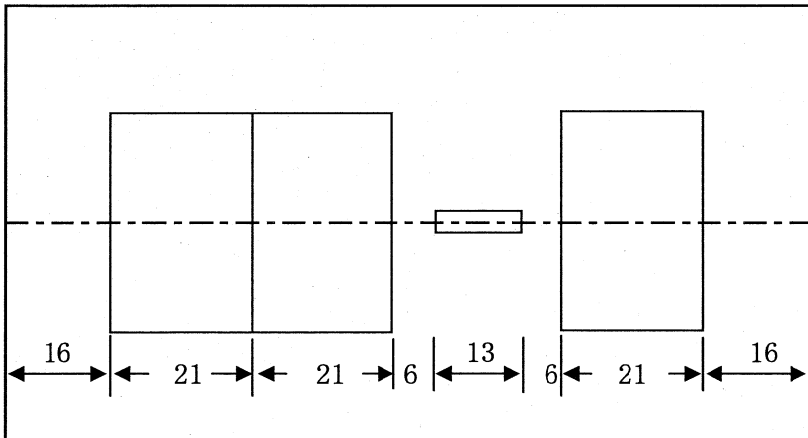
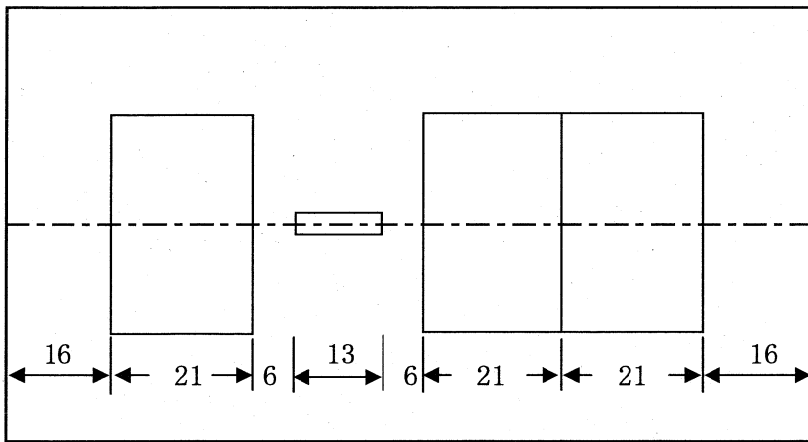
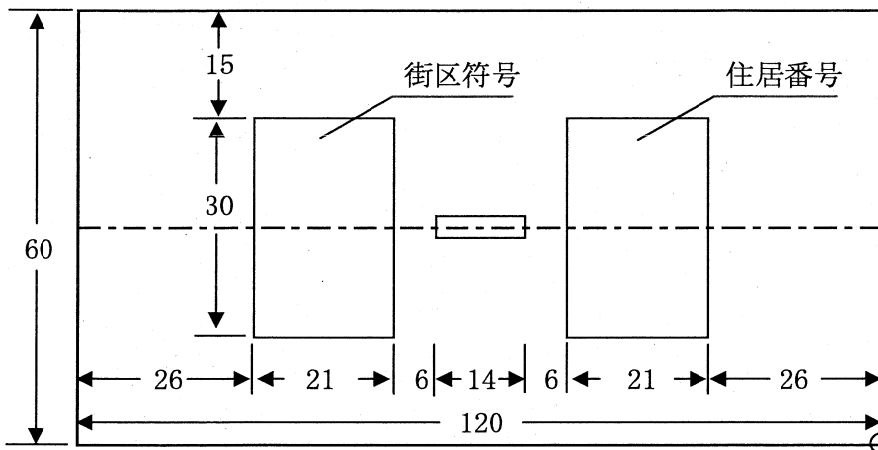


## 別紙 3

## 色彩指定

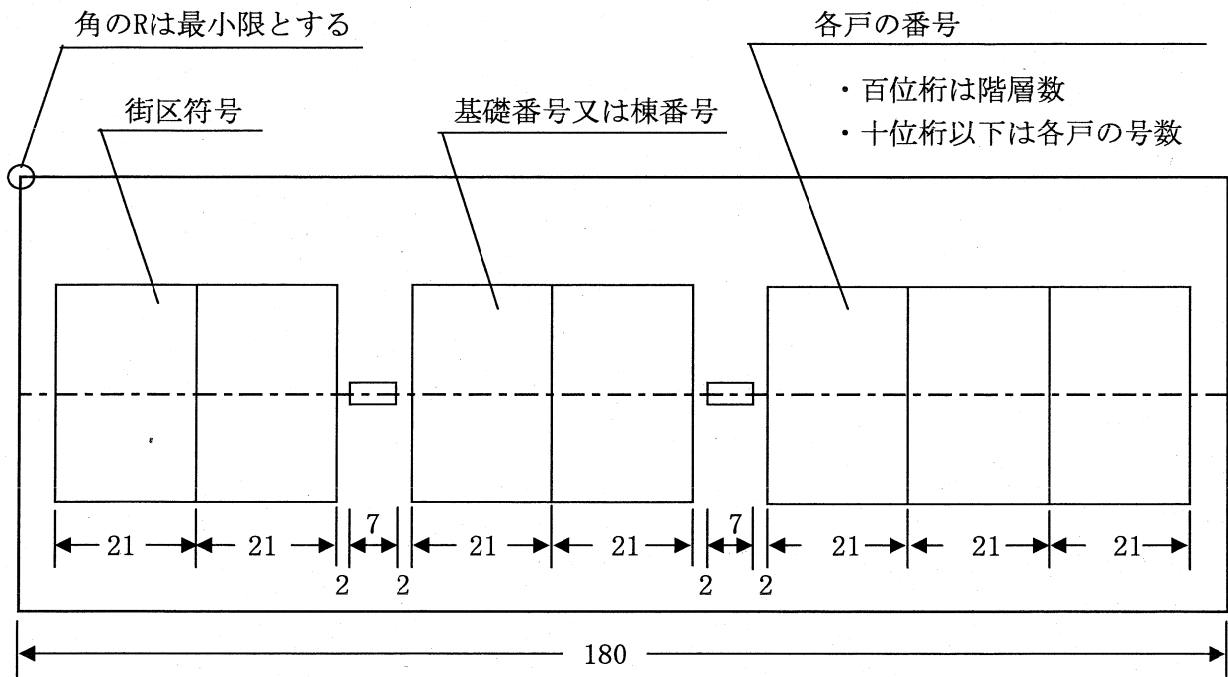
慣用色名表示	色の三属性による表示
(JIS Z 8102)	(JIS Z 8721)
灰 色	N 4
灰 味 赤	5R 5/2
う す 赤	5R 6/4
暗 い 赤	10R 4/5
黄 茶	10YR 5.5/4.5
暗 い 黄 緑	5GY 5/5.5
黄 緑	10GY 5/8
に ぶ 緑	10G 5/5.5
青 緑	2.5BG 4/8
青味黒 (鉄色)	7.5BG 2/2
暗 い 青	2.5PB 2.5/7
う す 青 紫	2.5PB 6/8

別紙4 住居番号表示板 (その1) 一般住宅等の住居番号表示板



単位：ミリメートル

別紙4 住居番号表示板 (その2) 中高層建物の住居番号表示板



単位：ミリメートル